

## 読書科学査読要領

本要領は、学会誌『読書科学』への投稿論文（原著論文／資料論文，以下「論文」）およびその他の投稿原稿（「実践報告」／「展望」／「資料」，以下「報告・資料等」）の査読の作業手順について、編集委員会、査読者、および著者の役割を定めたものである。

1. 編集委員長は、投稿原稿を受理し次第、受理した旨を著者に通知する。ただし、以下の問題を含む論文は、受理せず返却する（デスク・リジェクション）。また、査読プロセスの中で、以下の問題を含むという事実が判明した場合、その段階で、編集委員長による審議がなされ、不受理の判断が行われる。

- ・ 盗用、ねつ造された論文，報告・資料等
- ・ 未公開のものとは認められない論文，報告・資料等（「編集規程」を参照）
- ・ 研究倫理上，問題のある論文，報告・資料等
- ・ 利益相反の観点からみて問題のある論文，報告・資料等
- ・ 読書および、読むこと・書くこと，リテラシーに関連のない論文，報告・資料等
- ・ 語句，表記，文法等に問題が多く，理解不能な論文，報告・資料等
- ・ 編集規程・執筆規程に従っていない論文，報告・資料等

2. 編集委員長は、投稿原稿を受理した後、副編集委員長と協議の上、査読担当者2名を選出する。2名の査読者の専門分野は、投稿原稿の内容に近い分野であることが望ましい。
3. 編集委員長は各査読者に投稿原稿の題目と概要を送付し、査読を依頼する。査読者は、依頼を受けてから7日以内に査読担当の諾否を編集委員長に報告する。査読を承諾した場合、依頼を受けてから28日以内に査読結果を編集委員長に報告する。査読者が依頼を拒否した場合、同様の手続きに従い、新たな査読者を選定して依頼する。
4. 査読者は、投稿原稿を、「A（採択）」「B（修正採択）」「C（修正再審査）」「D（不採択）」のうちいずれか1つに判定し、査読意見（コメント）を記入の上、編集委員長に報告する。なお、査読意見（コメント）の記入にあたって、編集や査読の方針全体に関わる意見がある場合には、「査読者へのコメント」の他、それを「編集委員長へのコメント」として記し報告することができる。「編集委員長へのコメント」が報告された場合、編集委員長は査読者からの査読意見（コメント）を確認し、それに対して回答を行う。

A（採択）	採択する（語句や表記，文法等の微修正を著者に求めることがある）
B（修正採択）	著者に修正を求めたうえで、採択する。査読者は修正後確認を行うが、修正が軽微であり確認を編集委員長に一任する場合はその旨編集委員会に伝える。
C（修正再審査）	著者に修正を求めたうえで、改めて査読を行なう。
D（不採択）	採択は認められない

5. 論文の査読にあたっては、「独創性・新規性」「有用性」および「信頼性」の観点を考慮する。これらすべてにおいて問題がなく、「独創性・新規性」あるいは「有用性」

のいずれかにおいて十分に高く評価されるものは「採択」あるいは「修正採択」とする。

6. 実践報告および資料の査読にあたっては、読者にとって、研究や実践の遂行に有益なものであるかどうかを判断し、有益であると判断されるものは「採択」あるいは「修正採択」とする。
7. 展望の査読にあたっては、関連事項が十分に網羅されており、バランスのとれた視点から議論や評価がなされているかどうかを判断し、これらに問題がなく信頼性ある論が示されていれば「採択」あるいは「修正採択」とする。
8. すべての投稿原稿に対して、この他、内容上の誤りや脱落がないか、不要・冗長な箇所がないか、語句や表記、文法の誤りがないか、文章の構成が妥当か、表現がわかりやすいかを評価する。
9. すべての査読者は、建設的な助言および改稿の指示を提示し、採択に近づけるようにすることを基本方針とする。また査読コメントの作成においては、査読者と投稿者が研究者として対等の関係にあることを常に念頭に置き、適切に作成されるものとする。不採択においては、掲載に不相当である妥当な理由・根拠を具体的かつ十分に記載すること。
10. 編集委員長は、査読者からの報告に基づき、以下のいずれかの措置をとる。
  - 1) 両査読者とも「A（採択）」または「B（修正採択）」の判定の場合、著者に必要な修正を求めた上で「採択」と判定する。著者は60日以内に修正を行なうものとする。
  - 2) 両査読者とも「D（不採択）」の判定の場合、「不採択」と判定する。
  - 3) 少なくとも一方の査読者が「C（修正再審査）」の判定の場合、著者に回答と必要な修正を求める。著者は60日以内に回答と修正した原稿を提出するものとする。その回答を受けて、両査読者（ただし、前回の査読でDの判定をした査読者は除く）に再査読を依頼する。
  - 4) 少なくとも一方の査読者が「D（不採択）」の判定の場合、常任編集委員のうち1名を新たに第3査読者として選定、査読を依頼し、その結果によって判定する。
11. 再査読は、前回の査読で「A（採択）」または「B（修正採択）」「C（修正再審査）」の判定を下した査読者に依頼する。再査読に際して査読者は「A（採択）」「B（修正採択）」「C（修正再審査）」「D（不採択）」のうちいずれか1つに判定し、査読意見（コメント）を記入の上、編集委員長に報告する。
12. 査読における最終的な判断は編集委員会に帰属する。編集委員会は査読者に対し、査読の独立を保障し、その審査を最大限尊重する。
13. 編集委員長、副編集委員長、その他担当編集者は、査読報告について修正が必要と判断したときに、査読者に対して報告の修正を求めることができる。修正を求める場合は以下の場合である。
  - 1) 査読報告において、判定にいたる理由が不十分、あるいは不適切であると判断される場合。
  - 2) 査読報告に不適切な文章表現等があった場合。